

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊浦町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

豊浦町長

公表日

令和5年2月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給・徴収に関する事務等 ④健診(検診)の予約受付、受診、結果の記録管理 ⑤各種訪問・相談記録等
③システムの名称	健康かるてシステム/団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第二十七号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一第10項及び第49項、第76の項 <p>○別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条各号、第40条各号、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の第16の2、17、18、19、69の2、102の2、70の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13、38の3、39、50条(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26及び87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ・母子保健法による健康診査に関する情報(69の2の項) ・健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報(102の2の項) <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19、30、38の3、44、50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	豊浦町 総合保健福祉施設
②所属長の役職名	事務長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 0142-83-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総合保健福祉施設 保健センター 北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1 0142-82-3844

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導を実施している。 健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導を実施している。 健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給・徴収に関する事務等 ④健診(検診)の予約受付、受診、結果の記録管理 ⑤各種訪問・相談記録等 		
平成29年3月3日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一(10.49.76の項) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一(10.49.76の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第10条各号、第40条各号、第54条 		
平成30年10月1日	表紙 評価書名	豊浦町 健康かるてシステム	健康管理に関する事務		
平成30年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康かるてシステム	健康かるてシステム/団体内統合宛名システム/中間サーバー		
平成30年10月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一(10.49.76の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第10条各号、第40条各号、第54条 	<ul style="list-style-type: none"> ○「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第二十七号) ・第9条第1項 別表第一第10項及び第49項、第76の項 ○別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) ・第10条各号、第40条各号、第54条 		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する		
平成30年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第二の第16の2、17、18、19及び70の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13及び39条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26及び87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の		
令和1年6月1日	IVリスク対策	-	項目追加による記載		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第二の第16の2、17、18、19及び70の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13及び39条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26及び87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19、30及び44条</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の第16の2、17、18、19、69の2、102の2、70の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13、38の3、39、50条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26及び87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ・母子保健法による健康診査に関する情報(69の2の項) ・健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報(102の2の項) <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19、30、38の3、44、50条</p>		
令和5年1月26日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0142-83-2408	0142-82-3844		